

わかことワカルの少年法 第5回

今月のテーマ：少年と警察・少年が家裁に送られるまで

第3回では、家裁に送った方がよいと思う少年を見かけた人は誰でも家裁に通告しなくてはならないとう6条を見ました。でも、これは滅多にない稀なケースとだとお断りしてありました。では、「滅多にある稀ではない」ケースとは何でしょうか。今月は、警察官・検察官からの家裁送致を取り上げます。'

わかこ：知ってる～？ 少年法では「全件送致主義」が取られているのよ、エッヘン！

ワカル：・・・なに？。

わかこ：・・・なになに？

わか・ワカ：・・・

わか・ワカ：「ぜんけんそ～ちしゅぎ」ってなんなんだ～？？？

刑事訴訟法第246条（司法警察員の事件送致）
司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

刑事訴訟法第248条（起訴便宜主義）
犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

少年法の解説なのにいきなり刑事訴訟法！？と思われませんか？ 少年事件を考える前に、まずは「大人が地裁に送られるまで」を簡単に見てみましょう。

大人の場合は、まず司法警察員（警察官）が犯罪の捜査をしたときには事件を検察官に送らなければならないと、刑事訴訟法246条にて規定されています。ただ例外として、但書によって微罪処分が認められていますⁱⁱ ⁱⁱⁱ。大人の場合は微罪処分として説教を受けて終わる場合もあることとなります。

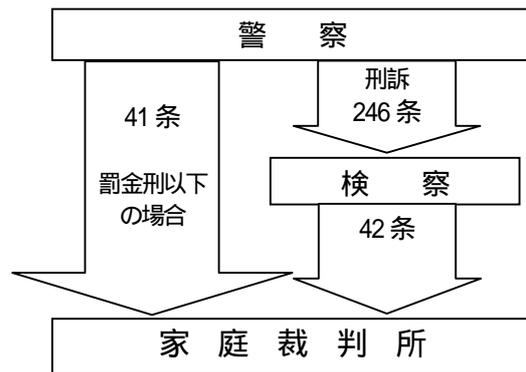
では事件を送られた検察官も、そのすべてを裁判所に送らなければならないのでしょうか。これについては248条を見てください。検察官に送られた事件はそのすべてを裁判所に送らなくてもよいと書かれています。「起訴猶予」という言葉を耳にされた方もあるかと思いますが、248条では、検察官が裁判所への送致を猶予することができる権限を認めています。法律の教科書には「起訴便宜主義」と書かれている内容です。

このように大人の事件の場合は、罪を犯したとしてもすべ

ての事件が裁判所に送られるというわけではありません。では、少年の場合はどうなのでしょう？

<すべての道は家裁に通ず>

結論から言うと少年事件の場合、すべての事件は家庭裁判所に送られます。これは少年法の41条と42条に書かれています。この2つの条文をあわせて、わかこちゃん、ワカルくんが悩んでいた「全件送致主義」を定めた条文ということになります。「全」部の事「件」を家裁に「送致」しなくてはならない決まり、というわけです。



うーん、ではなぜ少年は必ず裁判所に送られるのでしょうか。大人よりずっと厳しい対応だと思えますよね。大人だったら微罪処分ということで説教を受けて終わることもありますし、検察段階で起訴猶予になって裁判所にすぐに送られないこともあるのです。

でもこれは少年法の大原則、理念から来る制度なのです。少年法とは、すべての少年事件についていったん捜査機関の支配下から引き離し、家裁で保護事件として少年を成長

の過程に乗せ、そうした上で少年の犯した罪だけではなく、なぜ事件を犯してしまったのか、どうしたらこれから犯罪をしないように成長できるのかなどについて調査をして、少年の処遇を決定するよう規定する法律です。ですので、この調査をすることができる家庭裁判所にすべての事件を集中させて、保護・教育の見地から専門的な判断をさせようとしているのです。まさに、「すべての道は家裁に通

ず」というわけです。

そういえば、少年法の原則、理念について、まだ見ていませんでしたね。こちらについては家庭裁判所、家庭裁判所調査官のことを考えるときに見ていく予定です。もう少しお待ち下さい。

では、41条、42条と順番に読んでいきましょう。

少年法第41条（司法警察員の送致）

司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

警察官は、少年が犯人と疑われている事件について捜査をした結果、罰金刑以下の罪の容疑があると思料したときは、すべての事件の少年を家庭裁判所に直接送らなくてはならない。また犯罪の容疑はないが、犯罪をまだ行っていない虞犯（ぐはん）事由^{iv}がある場合も直接家庭裁判所に送る必要がある。

<警察官が家裁に送る>

少年法の第4章「少年の刑事事件」の第2節「手続」の最初にある条文がこの41条です。警察官は、罰金刑以下の罪^vを犯したと疑われる少年を家裁に送らなければならないことを定めている条文です。

では、罰金よりも重い刑に当たる罪を犯したと疑われる少年はどうなるのでしょうか。この場合、警察官は検察官に少年を送ることになります。大人の場合と同じですね。少年法にこのことは直接の規定はありませんが、40条「少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。」とあり、一般の例とはすでに見てきましたとおり、刑事訴訟法によるということです。つまり少年法41条は特別規定であり、少年法は特別規定を設けて、罰金刑以下の罪を犯したと疑われる少年や虞犯少年を、検察を通さず警察から直接家裁に送るよう定めているのです。

さて、このように説明してきますと、警察官から直接家裁に送るのが例外で、警察官が検察官に送る方が大人と同じ対応でもあるし、原則のように思えてしまいますよね。しかし、決してそうではありません。これについては旧少年法（大正11年）とも関わります。ちょっと見てみましょう。

旧少年法第62条（検事の送致）

検察官少年ニ対スル刑事事件ニ付第四条ノ処分ヲ為スヲ相当ト思料シタルトキハ事件ヲ少年審判所ニ送致スヘシ
保護処分

旧少年法時代には、少年事件に関しても起訴するかどうかの権限は検察官にありました。その上で検察官が保護処分にした方がよいと思ったときに限って、事件は少年審判所に送

られたのです（検察官先議 - 治安優先）。これを現在の少年法は、家裁裁判所ですまらずには調査し、どうしても刑事裁判が必要なものに限って逆送する（家庭裁判所先議 - 保護優先）ように変更しました^{vi}。

ですから警察官から直接家裁に送る方が、現在の少年法にはあっているのかもしれませんが。でも現行法は、逆送できる事件は一度検察官を通すことになったのです。

<簡易送致>

家裁送致の方式のひとつとして、特に軽微な事件については特例が認められています。^{vii}それが「簡易送致」という制度です。1950年からとられている、関係機関の協議に基づく通達による運用上の特例ということになります。きわめて軽微な事件についても厳格な方式に従って家裁に送致していたのでは家裁の人手も足りないし、少年の保護のためにも、また警察官の事件送致意欲のためにも問題であるという理由で発足しました。^{viii}

簡易送致の運用の概要は以下の通りです。軽微な事件で、要保護性^{ix}も高くないと明らかに認められるような事件については、警察で、少年、保護者などに訓戒などの措置をとった上で「少年事件簡易送致書」（少年、保護者の氏名、住所、犯罪事実、発覚の端緒、犯罪の動機、事後の状況などを記載。証拠は送られないことに注意）を作成し、1ヶ月ごとに検察官または家裁に一括して送られます^x。送られた事件は、原則として書類審査のみとなり、審判不開始として処理を終えることとなります。

この簡易送致手続、幾つかの問題が指摘されています。

簡易送致は、警察に処分権限を与えたのではなく、送致手続の合理化であるとされていますが、結局は本来家庭裁判所が行う非行事実認定や、少年の要保護性を調査し決定する権限を事実上警察にも認めたと同じかたちになってしまい、少年法がせっかくすべての事件を家裁に送って、家裁で少年に関する様々な問題を考えてもらおうとしたことに反するのではないかという問題があります。

また簡易送致をされて審判不開始になったとしても、本人に知らせがいくわけではなく本人にはわからないため、警察が架空の事件をでっちあげ、簡易送致していたことが明るみに出たこともあります。これは書面だけしか家裁に送られないことからくる問題です。書面だけでは少年の内に秘めた問題を見逃してしまう場合もないとは言えません。

さらに、すでに家裁に送られ捜査機関から手が離れているのに、継続補導と称して暴走族の少年たちを警察がつかまとうというようなことも出てきています。

簡易送致率は右の表のように、ここ数年は30%後半で横ばい傾向であり、簡易送致手続は定着しています。簡易

送致は今後も検討していかねばならない問題のある手続きでしょう。^{xi xii}

簡易送致率の年次変化

年	一般保護事件の 終局決定人員(人)	簡易送致人員 (人)	簡易送致率 (%)
1970	146,458	18,975	13.0
1975	145,962	16,892	11.6
1980	211,768	31,615	14.9
1985	231,386	42,079	18.2
1990	200,096	42,106	21.0
1995	141,447	45,192	31.9
2000	152,373	55,708	36.6
2001	159,354	58,828	36.9
2002	166,288	61,198	36.8

¹ハンドブック少年法、司法統計年報・少年編をもとに作成。

業務上(重)過失致死傷を除く。

少年法第42条(検察官の送致)

検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、第四十五条第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

検察官は、少年が犯人と疑われている事件について捜査をした結果、犯罪の容疑があると思料するときは、少年が家裁から逆送されてきた場合は別にして、すべての事件の少年を家庭裁判所に送らなくてはならない。また、犯罪の容疑はないが、虞犯事由があるかもしれないと思うときも家裁に送る必要がある。

< 検察官も家裁に送る >

では、次に42条を見てみましょう。

41条と42条はとても似ていますね。41条が警察官が少年を家裁に送致することを規定していたのに対して、この42条は検察官が少年を家裁に送致することを規定しています。つまり、警察官にしる、検察官にしる、例外を除いたすべての事件を家裁に送致しなければならないのです。少年の場合は、大人の場合とは違って、起訴猶予になることもなくどんな事件も家庭裁判所に送られることとなります。

< 「逆送」についてはまた後で・・・ >

42条をよく見てみて下さい。「第四十五条第五号本文に規定する場合を除いて、」と書かれていますよね。これはどうやら全件送致主義の例外のようです。ほかの条文をひっぱり出してきています。45条5号本文にはどう書かれてい

るのでしょうか。

少年法第45条(検察官へ送致後の取扱い)
家庭裁判所が、第二十条の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

略

五 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。但し、・・・

略

45条5号本文とは、「五」の「但し」の前までを指します。この部分はいったい何を規定しているのでしょうか。20条がまたまた引っ張りだされています。六法全書をめくってみると、...

少年法第20条（検察官への送致）

1 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

今回も何回か言葉が出てきていますが、少年法のなかでとても重要な「逆送」について書かれている箇所です。先ほども逆送って出てきましたよね。逆送についてはじっくり見てからでないかと頭がこんがらがってしまうところがありますので、ここでは説明はやめておきます。検察官は、少年が罪を犯したのではないかなあと疑わしく思った場合は、45条5号本文に従って起訴する場合以外は、すべての事件の少年の家裁送致が義務づけられている、虞犯少年の場合も同じ。これが42条と今は考えておいて下さい。^{xiii}

<最後にちょこっと問題提起>

では最後に、個人的に問題ではないかなと感じることを書いてみます。

20条をもう一度見てください。この条文は今回改正され、原則逆送と変更されましたが、家裁への全件送致主義自体は全く手を加えられませんでした。ということは、原則逆送になるかもしれない事件であっても、家裁は全件送致主義により一度家裁に送られてきた以上調査をしっかりと行って、本当に逆送しなくてはならない刑事処分が相当な事件なのかをしっかりと審議しなくてははいけないのです。

しかし、どうも最近そうはなっていないと聞きます。家裁調査官、裁判官のなかには、どうせ「原則逆送」なんだからとしっかりした調査や審議をせずに決定することがあるそうです。これは大きな問題だなあと感じます。少年法が何のために全件送致主義をとっているのか、私たちも、そして調査官も裁判官ももう一度じっくり考えてみる必要があるのではないのでしょうか。その意味でも今回見てきた条文はとても重要な条文だと思うのです。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)

さて、今月まで「少年が家裁に送られるまで」の流れを見てきました。いよいよ次号からは「送致から審判まで」の手続きを見ていきましょう。家裁に送られた少年はどのような手続きで扱われていくのでしょうか。長いシリーズのスタートです。この第1回目、次回は審判までの流れを大きく見ていく予定です。

次回の「わかワカ」もお楽しみに！！

i これを書くにあたり、おもに、田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 伊藤芳朗、新保信長著『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001) 服部陽、佐々木光明編著『ハンドブック少年法』(明石書店、2000) 菊田幸一著『少年法概説 第3版』(有斐閣、2000) 子どもと法・21編『もう一度考えよう「改正」少年法』(現代人文社、2001) 村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』(学陽書房、2003)を参考にした。

ii 犯罪捜査規範 198条

iii 各地方検察庁ごとに検事正が指定した微罪が対象となる。

iv 第3回参照

v 法廷刑が罰金・拘留・科料で、選択刑として禁錮以上の刑が含まれていない事件。
vi 逆送については20条。検察が家裁に送ったものを家裁が検察に送り返すので、一般に「逆」送と言う。詳細については別の機会にて。

vii 送致の一つの方式(全件送致主義の例外)として、交通反則通告制度(通称「青切符」の制度)というものがある。この制度は、1967年、比較的軽微な道路交通法違反事件を司法前処理するために創設された制度で、1970年から少年にも適用されるようになった。道路交通法違反した少年が期日以内に指示された反則金を支払えば、家裁の審判に付されないという制度。詳しくは前掲『ハンドブック少年法』151~152ページ参照。

viii 1950年の最高裁判所、最高検察庁および国家警察本部の協議を受け、同年に最高裁家庭局から出された通達(1950年8月14日最高裁家庭甲第235号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」)によるもので、その後、1969年には最高裁判所、最奥検察庁および警察庁との間で簡易送致基準の見直しが行われ、これを受けて1969年5月27日最高裁家3第103号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」が出されている。(前掲『ハンドブック少年法』151ページ)

ix 非行のある少年についてその健全な育成のために、保護処分を付することが必要であるかどうか、及びあるとしてその程度。(『有斐閣法律用語辞典 第2版』より) 要保護性については、少年法の理念について考える際に詳しく取り上げる予定である。

x 犯罪捜査規則 214条

xi 簡易送致基準として、窃盗、詐欺、横領、恐喝、盗品に関する罪、暴行、傷害、脅迫、賭博、その他長期3年以下の懲役・禁錮、罰金、拘留、科料に当たる罪で、被害程度が5000円(恐喝1000円)未満、傷害程度全治10日以内、その他、法益侵害が極めて軽微なものであり、凶器使用犯罪、被疑事実が2以上あるもの、過去2年以内の送致・通告歴があるもの、否認事件、逮捕した事件、権利者に返還できない証物のある事件は除外されること、が定められている。(『注釈少年法』368ページ)

xii 簡易送致とともに、「署限り」という警察で事件を見逃すという、全く違法な対応も見られる。簡易送致や署限りについて早期に司法手続きから解放するダイバーションとして評価する傾向もあるが、子どもの権利条約40条3項(b)は、ダイバーションの前提として「人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件」にしており、人権侵害の恐れを残す簡易送致や署限りは、ダイバーションとしては評価できないという意見も強い。

xiii もう少し詳しく述べておくと、20条により逆送された少年については、45条5号但書によって起訴しない事件も本条により家裁に再送致しなければならない(少年審判規則8条4項)。この家裁への再送致を除いて、犯罪の嫌疑がある場合は、必ず公訴を提起しなければならないということになる。少年に対する公訴提起には、その事件が本条により家庭裁判所に送致され、更に20条により家裁から逆送されることが必要となる(45条5号本文)。したがって42条は起訴強制主義をとっているということになり起訴猶予は認められない。逆送した家裁の意向に従うことを求める規定である。